

仕 様 書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、令和7年度国有農地草刈等業務（長崎市）（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）（以下「廃掃法」という。）に基づくほか、各種法令等に基づき実施するものとする。

(目的)

第2条 本業務は、九州農政局が管理する国有農地における草刈、刈草等の廃棄処分、及び巡視点検を目的とする。

(用語の定義)

第3条 この仕様書における用語の定義は、次の各号によるものとする。

- (1) 「監督職員」とは、発注者が本業務の施行について受注者に指示、または受注者との協議を行う者として、発注者が受注者に通知した者をいう。
- (2) 「管理責任者」とは、受注者が本業務の履行について、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、契約期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権原を行使する者として、発注者が通知した者をいう。
- (3) 「指示」とは、発注者の発議により監督職員が受注者又は管理責任者に対し、本業務における作業等の実施方針等を示して実施させることをいう。
- (4) 「協議」とは、監督職員と受注者又は管理責任者とが本業務における作業等の内容又は取扱い等について合議することをいう。

(業務概要)

第4条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 対象地の所在

本業務を行う対象の土地は、以下のとおりである。

箇所 番号	筆 番号	所 在	地目	面積 (m ²)	位置図 等番号
1	①	長崎県長崎市水の浦町62番1	畠	333	1
	②	長崎県長崎市水の浦町63番	畠	52	
2	③	長崎県長崎市平戸小屋町282番9	畠	195	2
	④	長崎県長崎市平戸小屋町282番10	畠	188	
	⑤	長崎県長崎市平戸小屋町288番	畠	85	
3	⑥	長崎市野母町字池ノ頭2569番	畠	127	3

(2) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

(一般事項)

第5条 各種法令等に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

(1) 現地立入り

草刈作業に係る現地立入りに際して作業予定対象地に近隣住宅がある場合は、監督職員の指示に従い、事前に近隣住民宅へ「草刈作業のお知らせ」（別紙（記載例）参照）を配布するものとする。作業通知書の配布が完了したら、監督職員へその旨を報告する。

（2）近隣住民等への配慮

作業の遂行に当たって、近隣住民、隣接土地には最大限配慮するとともに、トラブル等を惹起しないよう努めなければならない。なお、私有地への立入りは厳に禁止とする。

（3）管理責任者の通知

受注者は、業務を実地するに当たって管理責任者を定め、その氏名を発注者に通知するものとする。また、管理責任者を変更したときも同様とする。

第2章 作業予定、作業完了等

（作業予定届、作業完了報告書等）

第6条 作業については、受注者が、作業開始日時、作業時間、作業従事者等予定した内容について作業予定届（別紙様式第1号）に記入の上、事前に監督職員へ提出するものとする。

2 受注者は、予定作業の当日中の履行が困難な状況が生じた場合は、監督職員に速やかに連絡するものとし、監督職員は、これをやむを得ないものと認めた場合は、受注者は、変更後の作業予定届（別紙様式第1号の2）を事前に監督職員へ提出するものとする。

3 受注者は、すべての作業が完了したときは、作業完了報告書（別紙様式第2号）及び作業完了報告書別紙により、監督職員へ速やかに通知するものとする。

第3章 作業内容及び予定数量

（作業内容）

第7条 本業務における作業内容は、次のとおりである。

1 草刈作業

（1）雑草等の刈取り除去・集草

作業予定届で予定した作業対象地（以下「対象地」という。）に繁茂する雑草の刈取り除去を行うこと。刈草の草高は5cm以内とする。対象地内のすべての雑草を刈取り除去すること。刈取り除去した雑草及び既に除去された雑草等を集積すること。作業前、作業中、作業後それぞれの写真を提出すること。

（2）廃棄物の運搬・処分

上記（1）で集積した雑草等を搬出し、廃掃法及び対象地が存する地域の廃棄物処分規則等に基づき適正に廃棄処分を行うこと。運搬・処分については、放火や近隣住民の苦情等に繋がることが無いよう、現地立入り日内に速やかに行うこと。運搬、処分それぞれの写真を提出すること。

ただし、農地管理の一環として、除去した雑草を機械により農地に鋤き込むことについては、監督職員に申し出た上で作業することを妨げない。または、草丈が比較的短い雑草を刈り取る場合で刈草を細断放置することについては、刈草の飛散又は火災の恐れがない場所等、周辺農地や住宅等への影響がないと認められる場合に限り、監督職員に申し出た上で作業することを妨げない。その場合は鋤き込み又は細断作業中の写真も提出すること。

（3）不法投棄、不法占有等への対応

対象地に大型ゴミ等の不法投棄又は工作物無許可設置等の不法占有が見受けられた際は、写真撮影を行うとともに速やかに監督職員に報告すること。

（4）天災・事故・鳥獣害等の発生時における対応

本業務の作業中に不測の事態（作業者の怪我、他人への損害、ハチ類の出現等）が発生した場合は、直ちに監督職員に連絡し、その指示に従う。その場合において、別日に作業を再開することになった場合における追加の費用については、受注者の負担とする。

(5) 対象地内の設置工作物等の取扱い

対象地内に境界標、電柱等の工作物等が設置されている場合は、これを破損することのないように注意して作業を実施することとし、誤って破損した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに原状に復旧すること。

なお、監督職員から指示があるときはその指示に従うこと。

(6) 対象地への車両等の侵入

対象地内に作業に利用する小型特殊自動車（トラクタ、乗用草刈機等）以外の自動車等を侵入させないこと。

(7) 公道の汚損、損傷等への対応

作業の実施による公道の汚損、損傷、あるいは、第三者に被害を及ぼす行為を厳に行わないこと。

2 巡視点検作業

(1) 全景点検

できる限り一望できる場所から対象地を目視点検し、写真撮影を行うこと。全景が入り切らない場合は場所を変える等行い、複数枚に分けて撮影すること。

(2) 立入り点検

対象地へ立入り、周回して目視点検を行い、要所において写真撮影を行うこと。その際、雑草の繁茂状況及び草丈、設置された工作物等の異常有無について確認すること。

(3) その他の対応等

その他の対応等については、上記1草刈作業の（3）～（7）と同じとする。

(数量及び土地の表示)

第8条 草刈作業及び巡視点検作業の予定対象土地及び予定数量は以下のとおりとする。

(1) 草刈作業

箇所番号2

長崎県長崎市平戸小屋町 282 番 9	畳	195 m ²	
長崎県長崎市平戸小屋町 282 番 10	畳	188 m ²	
長崎県長崎市平戸小屋町 288 番	畳	85 m ²	箇所2の計 468 m ²
<u>箇所番号3</u>			

長崎県長崎市野母町字池ノ頭 2569 番	畳	127 m ²	(1) の計 595 m ²
----------------------	---	--------------------	---------------------------

(2) 巡視点検作業

箇所番号1

長崎県長崎市水の浦町 62 番 1	畳	333 m ²	
長崎県長崎市水の浦町 63 番	畳	52 m ²	(2) の計 385 m ²
(1) と (2) の合計 980 m ²			

第4章 その他

(検査及び支払)

第9条 受注者は、本業務に係るすべての作業を完了した場合は、作業完了報告書を作成の上、発注者に速やかに提出し、発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

検査職員が、作業完了報告書を受理してから起算して10日以内に検査を行うこととする。

なお、検査の結果、不合格のものについては、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

2 受注者は、業務に係るすべての作業について、検査に合格したときは、所定の手続きにより書面をもって発注者に代金支払の請求をするものとし、発注者は、適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を受注者に支

払わなければならない。

ただし、受理した受注者の請求書が不適当なために受注者に返送した場合には、発注者が返送した日から受注者の適法な請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に参入しないものとする。

(環境負荷低減の取組)

第 10 条 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

受注者は、物品・役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ①みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。
- ②エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
- ③物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。

(打合せ)

第 11 条 受注者は作業等に当たり、必要に応じ発注者と打合せを行うものとする。

(疑義)

第 12 条 本仕様書に定めのない事項及び本業務の実施について疑義が生じたときは、監督職員と協議し、その指示に従うものとする。

作業予定届

令和 年 月 日

監督職員

九州農政局 経営・事業支援部
農地政策推進課 ○○ ○○ 殿

受注者

仕様書第6条第1項に基づき作業予定届を提出します。

記

1 作業予定場所、開始予定日時及び予定作業時間^{※1}

作業予定場所

作業予定日時、時間 令和 年 月 日 時から約 時間

2 予定作業従事者等氏名^{※2}

作業責任者氏名 ○○ ○○ 緊急連絡先電話番号 XXX-XXXX-XXXX

作業従事者氏名 △△ △△
□□ □□

以上、計 名

3 予定作業方法、予定使用機械名称及び台数（草刈作業の場合のみ）

予定作業方法 ○○○○○○

予定使用機械名称

○○○○○○○ ○台

※1当日内に複数箇所を作業する場合は、作業予定場所ごとに開始予定日時、予定作業時間を記載するものとする。

※2予定作業従事者等氏名は作業場所で依頼作業に当たるすべての者の氏名を記載するものとし、必ず作業責任者を指定し、合わせて作業責任者の緊急連絡先電話番号（携帯）を記載するものとする。

作業予定届（変更）

令和 年 月 日

監督職員

九州農政局 経営・事業支援部
農地政策推進課 ○○ ○○ 殿

受注者

令和 年 月 日に提出した作業予定届について、仕様書第6条第2項に基づき作業予定届（変更）を提出します。

記

1 作業予定場所、作業開始予定日時及び予定作業時間

作業予定場所

作業予定日時、時間 令和 年 月 日 時から約 時間

2 予定作業従事者等氏名*

作業責任者氏名 ○○ ○○ 緊急連絡先電話番号 xxx-xxxx-xxxx

作業従事者氏名 △△ △△

□□ □□

以上、計 名

3 予定作業方法、予定使用機械名称及び台数（草刈作業の場合のみ）

予定作業方法 ○○○○○○

予定使用機械名称

○○○○○○○ ○台

※1当日内に複数箇所を作業する場合は、作業予定場所ごとに開始予定日時、予定作業時間を記載するものとする。

※2予定作業従事者等氏名は作業場所で依頼作業に当たるすべての者の氏名を記載するものとし、必ず作業責任者を指定し、合わせて作業責任者の緊急連絡先電話番号（携帯）を記載するものとする。

作業完了報告書

令和 年 月 日

監督職員

九州農政局 経営・事業支援部
農地政策推進課 ○○ ○○ 殿

受注者

令和 年 月 日に受注した令和7年度国有農地草刈等業務（長崎市）の作業が完了した
ので仕様書第6条第3項に基づき提出します。

記

1 作業場所、作業内容及び作業面積

m²計 m²

2 作業実施日時 別紙のとおり

作業完了報告書（別紙）－草刈（対象筆ごとに作成）

写真（作業前）

写真（作業前）

1. 対象地の所在

2. 作業実施日時

令和 年 月 日 ～

令和 年 月 日 :

写真（作業中）

写真（作業中）

3.既存設置工作物等の状況

□ 異常なし

□ 異常あり

詳細 :

写真（作業後）

写真（作業後）

※全景が入らない場合は全景が分かるようにそれぞれ複数枚を添付すること。

枚数が多い場合は、複数頁で作成すること。

作業完了報告書（別紙）－草刈

写真（運搬）

写真（運搬）

1. 対象地の所在

2. 作業実施日時

令和 年 月 日 ～

令和 年 月 日 :

写真（处分）

写真（処分）

※全景が入らない場合は全景が分かるようにそれぞれ複数枚を添付すること。

枚数が多い場合は、複数頁で作成すること。

作業完了報告書（別紙）－巡回点検（対象筆ごとに作成）

写真（作業前）

写真（作業前）

1. 対象地の所在

2. 作業実施日時

令和 年 月 日 :

令和 年 月 日 :

写真（作業中）

写真（作業中）

3.既存設置工作物等の状況

□ 異常なし

□ 異常あり

詳細：

写真（作業後）

写真（作業後）

※全景が入らない場合は全景が分かるようにそれぞれ複数枚を添付すること。

枚数が多い場合は、複数頁で作成すること。

草刈作業のお知らせ (記載例)

日頃より、国有農地の管理につきましてご配慮いただき、誠にありがとうございます。
この度、以下の日時・場所で国有地の草刈作業を予定しております。
作業中は、刈払機等の機械を動かします。
何卒ご協力をよろしくお願い申し上げます。

日 時 令和〇年〇月〇日 (〇) 〇時〇分～
場 所 〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下概略図に示します)
作業時間 約〇時間程度
作業人数 〇人

施工者

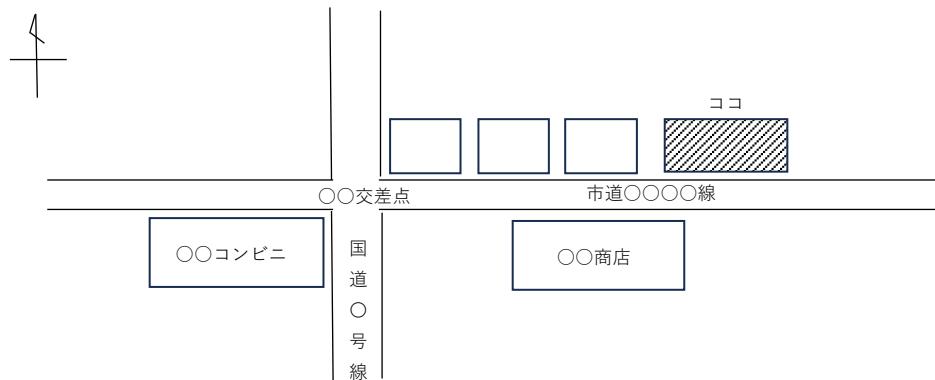
〒xxx-xxxx ○○県○○市・町○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○
作業責任者 ○○○○

発注機関

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号
農林水産省 九州農政局 経営・事業支援部 農地政策推進課

(概略図)

○○市大字○○



位置図 1

①長崎県長崎市水の浦町6 2番1
②長崎県長崎市水の浦町6 3番

Google Map



(※ 赤い囲みの土地が施工地です。)

位置情報 (GoogleMapより引用)

<https://maps.app.goo.gl/Cu7LHXQDm96vF8WT9>

写真 1

(※ 下の写真は令和5年10月撮影、雑草の繁茂状況は写真のとおりではありません。)

①長崎県長崎市水の浦町6 2番1、②長崎県長崎市水の浦町6 3番
を東から撮影



①長崎県長崎市水の浦町6 2番1、②長崎県長崎市水の浦町6 3番
を北から撮影



【当該地に係る留意点】

小高い傾斜地の一角で、接面車道がありません。人道（階段）を約200m程上ってのみ立入りが可能です。
当該地の住宅側境界から2m幅で防草シートを施工しています。

位置図 2

①長崎県長崎市平戸小屋町 282番9
②長崎県長崎市平戸小屋町 282番10

③長崎県長崎市平戸小屋町 288番

Google Map



(※ 赤い囲みの土地が施工地です。)

位置情報 (GoogleMapより引用)

<https://maps.app.goo.gl/ZXmHRpYXHKeWasX77>

写真 2

(※ 下の写真は令和6年6月撮影、雑草の繁茂状況は写真のとおりではありません。)

①長崎県長崎市平戸小屋町 282番9、②長崎県長崎市平戸小屋町 282番10、③長崎県長崎市平戸小屋町 288番を東南東から撮影

③長崎県長崎市平戸小屋町 288番を北西から撮影

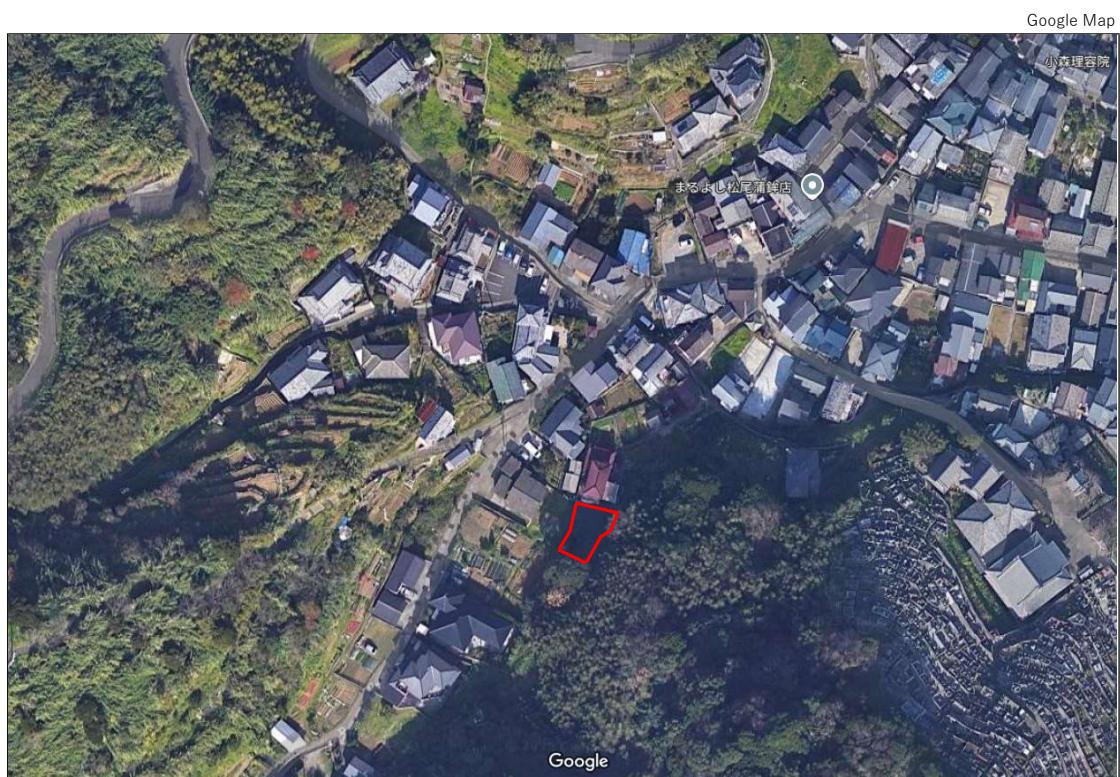


【当該地に係る留意点】

接面車道がありません。人道を約40mほど歩いてのみ立入りが可能です。
土地の形状と境界が一致していないため、事前に境界杭の確認が必要です。

位置図 3

長崎県長崎市野母町字池ノ頭 2569番



(※ 赤い囲みの土地が施工地です。)

位置情報 (GoogleMapより引用)

<https://maps.app.goo.gl/g7KgPwN2e92Pmu3B7>

写真 3

(※ 下の写真は令和 7 年 5 月撮影、雑草の繁茂状況は写真のとおりではありません。)

長崎県長崎市野母町字池ノ頭 2569番を北西から撮影



長崎県長崎市野母町字池ノ頭 2569番を東から撮影

